

ワーキング部会の概要

1 要綱制定の趣旨

第2期宮城県食育推進プラン（仮称）の策定に向け、宮城県食育推進会議にワーキング部会を設置するもの。

2 設置の根拠

食育推進会議条例第6条の規定により、会長が宮城県食育推進会議に諮って設置する。

3 ワーキングの概要

(1) 目的

第2期宮城県食育推進プラン（仮称）の策定に当たり、宮城県食育推進会議と連携し、県の実情に合わせた推進内容についての検討を行う。

(2) 検討内容

- ① 第2期宮城県食育推進プラン策定の推進方策
- ② 第2期宮城県食育推進プランの目標項目及び目標値の設定
- ② その他、必要な事項

(3) ワーキング部会

次のワーキング部会を設置する。

- ① キッズワーキング部会
- ② ティーンワーキング部会

(4) 構成員 宮城県食育推進会議委員から会長が指名する。

(5) 事務局 宮城県保健福祉部健康推進課

4 施行期日 平成22年6月 日

<参考>
食育推進会議条例（抜粋）

（委任）
第六条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。